資料３（別紙１）

○子ども・子育て支援法

第63条　〔略〕

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ～ 二　〔略〕

三　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）抜粋

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数を含む。）を定めること。この場合において、特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項を盛り込むこと。その際、処遇改善を始めとする労働環境等にも配慮すること。また、地域子ども・子育て支援事業についても、従事する者の確保及び資質の向上が必要であることから、都道府県は、必要な支援を行うこと。

保育教諭については、認定こども園法附則第五条において、施行の日から起算して五年間は、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士資格のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとし、国は、この間において、片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置を講じる。都道府県は、この特例措置について、対象者への周知等を行うことが望ましい。

また、待機児童の解消のためには、保育士の人材確保が重要であることから、国は、指定保育士養成施設、大学等との連携及び協働による研修等の充実や指定保育士養成施設の新規卒業者の確保、就業継続の支援、保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していないいわゆる「潜在保育士」の再就職等の支援等に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に保育士の人材確保及び質の向上を図ること。特に、保育士の質の向上を図るため、必要な研修等の実施体制の整備を含め、保育士を対象とした研修を積極的に実施すること。

また幼稚園教諭については、国は教育委員会、大学等との連携及び協働による研修等の充実や幼稚園教諭一種免許取得者数の増加に係る必要な支援策等を講じるとともに、都道府県は、これらの施策等も活用して、積極的に幼稚園教諭の人材確保及び質の向上を図ること。また、公立、私立を問わず幼稚園教諭等を対象とした研修を積極的に実施すること。

都道府県は、地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことなどにより、研修を計画的に実施することが必要である。

【都道府県に求められる事項】

１．保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する者）、保育士、その他特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保及び資質の向上

２．上記の者の養成、就業の促進に関する事項（処遇改善等、労働環境にも配慮）

３．地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

４．認定こども園における保育教諭の特例措置の周知

５．国が実施する「潜在保育士」の再就職等の支援方策等を活用した人材確保及び質の向上

６．保育士、幼稚園教諭を対象とした研修の積極的実施

７．国が実施する研修等充実、幼稚園教諭第一種免許取得者の増加に係る施策等を活用した幼稚園教諭の人材確保及び質の向上

８．地域の実情に応じた研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成

　　（研修受講者の記録の管理等を行うなどにる計画的な研修の実施）